

# 防災

## 門真市国民保護計画を修正

国民保護計画とは、武力攻撃などから住民などの生命・身体・財産を保護し、住民生活や住民経済に及ぼす影響が最小となるよう、住民の避難や救援などの国民保護措置などを的確、迅速に実施するためにあらかじめ策定する計画です。

市では、国民の保護に関する基本方針や府国民保護計画の修正をはじめとする上位計画への対応などを踏まえ、現行の「門真市国民保護計画」を修正しました。

開覧場所 危機管理課、市情報コーナー（市役所別館1階）、

図書館本館・分館、市ホームページなど

## この夏、無料体験型施設で防災・減災を学びませんか

府内には、地震や火災、津波などを体験しながら学べる施設があります。

日ごろから災害や防災に対する準備や心構えを勉強し「自助」の意識を高めておくことは、いざというときに命を守るための大きなパワーとなります。

災害は、いつ、どこで起こるか予想できません。災害が起きたときに慌てないように、自主防災組織や自治会、家族の皆さんと一緒に施設で学んでみてはいかがでしょうか。

◆津波・高潮ステーション  
（大阪市西区江之子島2-1）

# 試験・訓練を実施

8月29日(水)

## Jアラート 全国一斉情報伝達試験

地震などの災害や武力攻撃などの発生時における情報伝達体制に万全を期すため実施されます。

当日は、市内50カ所に設置しているスピーカーから一斉に音声が発せられます。この試験は全国一斉に実施されるものですので、皆様のご理解ご協力をお願いします。

とき 8月29日(水)午前11時頃

放送内容  
上りチャイム音  
「これは、Jアラートのテストです」(3回繰り返し)  
下りチャイム音

問合せ 危機管理課  
☎06(6902)5812

9月5日(水)

## 大阪880万人訓練

9月5日(水)に大阪880万人訓練が実施され、訓練用の緊急速報メール・エリアメールが府・市から皆さんの携帯電話（対応機種のみ）に発信されます。

発信時間  
午前11時3分、午前11時17分

※メールの文面など詳しくは府ホームページ参照

問合せ 大阪880万人訓練実行委員会事務局  
☎06(6941)0351



大阪880万人訓練  
Osaka 8.8million drill

# 教育

## 8月13日(月)～15日(水)は学校閉庁日

教職員の休暇取得促進を図るため、市立小・中学校の閉庁日を設けます。転出・入の手続きや学校への相談、問い合わせなどは、この期間外にお願いします。緊急時の連絡は学校教育課へお願いします。

◆東大阪市消防局防災学習センター  
（東大阪市稲葉1-1-9）  
☎072(966)9998

開館時間 午前9時30分～午後5時  
休館日 月曜日など  
※祝日の場合は翌日  
※詳しくは各施設にお問い合わせ  
問合せ 危機管理課  
☎06(6902)5812

費用 無料  
申込方法 電話  
申込・問合せ 学校教育課  
☎06(6902)7042

## 守口市立さつき学園 夜間学級生徒を募集

夜間学級は、いろいろな事情で小・中学校を卒業できなかった人が夜に学ぶところです。対象 府在住で、義務教育の年齢を超えている、中学校を卒業していない人も入学可

※外国籍の人も入学可  
※小・中学校で十分に教育を受けられずに卒業した人も相談可  
ところ 守口市立さつき学園（守口市春日町13-26）  
授業料 無料  
申込期間 8月27日(月)～9月10日(月)の平日  
申込・問合せ 守口市立さつき学園夜間学級  
☎06(6991)0637

進路選択支援事業  
専門相談員が進路選択や進学金などの相談に応じます。  
相談日時 原則、月・水曜日 午後0時50分～4時50分  
ところ 学校教育課

## 中学校卒業程度認定試験

中学校卒業程度の学力があるかどうかを認定するために国が行う試験です。合格した人は高校へ入学する資格が得られます。

①就学義務猶予免除者である人  
または就学義務猶予免除者であった人で、31年3月31日までに満15歳以上になる人  
②保護者が就学させる義務の猶予または免除を受けず、かつ31年3月31日までに満15歳に達する人で、その年度の終わりにまでに中学校を卒業できないと見込まれることについてやむを得ない事由があると文部科学大臣が認めた人  
③31年3月31日までに満16歳以上になる人  
※④に当てはまる人を除く  
④日本の国籍を有せず、31年3月31日までに満15歳以上になる人

とき 10月25日(木)  
ところ 府立労働センター  
試験科目 国語、社会、数学、理科、外国語

国語(英語)  
受験案内配付場所 学校教育課  
申込期間 8月20日(月)～9月7日(金) (消印有効)  
問合せ 府小中学校課  
☎06(6944)9370

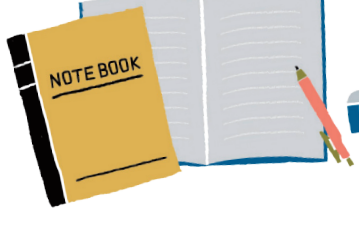
## 8月は「こども110番月間」

### 旗などの物品を無償で配付

「こども110番の家運動」とは、子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになったとき、助けを求めてかけ込むことができるように、地域の協力家庭（店、事業所などを含む）が目印となる旗やタペストリーなどを掲げて被害を最小限に止めようとする運動です。

市では、旗などを無償で配付しています。玄関先に掲げるだけでも防犯に効果的です。皆様のご協力をお待ちしています。

配付物 旗、タペストリー、リーフレット  
申込方法 直接  
申込・問合せ 社会教育課  
☎06(6902)7139



## 市役所の目曜相談窓口

相談内容	とき	持ち物・業務内容など	相談・問合せ先
マイナンバー	8月12日(日) 午前9時～正午	業務内容 通知カード・個人番号カードの交付、マイナンバーに関する相談	市民課 ☎06(6902)5983
国民年金		持ち物 年金手帳、印鑑など ※離職した人、同世帯の代理人の申請時は別途必要書類あり	市民課 ☎06(6902)6005
市税納付	8月26日(日) 午前10時～午後3時	※証明書の発行などは不可	納税課 ☎06(6902)5935
国民健康保険料・後期高齢者医療保険料納付		※南部市民センターでも受付可。ただし、納付書・保険証の発行は不可のため後日郵送	保険収納課 ☎06(6902)5939

## 過去5年間に納め忘れた国民年金保険料はありませんか 後納申込は9月28日(金)まで

時効で納めることができなかつた国民年金保険料を過去5年分まで納めることができる後納制度が、9月28日(金)で終了します。納める保険料は、当時の保険料額に一定の金額を加算した額になります。

後納制度を利用する場合、「国民年金後納保険料納付申込書」の提出が必要です。提出後に納付書を交付しますので、早めに手続きをお願いします。

※高齢基礎年金を受給している人や満額を受給できる人は利用不可

納付期限 9月30日(日)

### ◆追納制度をご利用ください

追納制度では、免除や納付猶予などの承認を受けた期間の過去10年分まで納めることができます。追納制度を利用する場合は「国民年金保険料追納申込書」の提出が必要です。

※経過期間に応じて加算額が上乗せされる場合があります

### ◆10年以上の期間があれば年金受給資格を取得

年金の受給資格は、保険料を納付した期間や保険料の免除が承認された期間などを合算して10年以上あれば取得できます。

※詳しくは問い合わせ  
申込・問合せ 守口年金事務所国民年金課  
☎06(6992)3031